

労働者派遣をしようとするときの明示

（労働者派遣法第31条の2第3項）

令和 年 月 日

〇〇 〇〇 殿

（事業所名）

（許可番号）

次の条件で労働者派遣を行います。

協定対象派遣労働者であるか否か	<input type="checkbox"/> 協定対象派遣労働者である（当該協定の有効期間の終了日： 年 月 日） <input type="checkbox"/> 協定対象派遣労働者ではない
賃金（退職手当及び臨時に支払われる賃金を除く。）の決定、計算及び支払いの方法、賃金の締め切り及び支払いの時期に関する事項	1 基本賃金 イ 月給（ 円）、ロ 日給（ 円）、ハ 時間給（ 円） ニ 出来高給（基本単価 円、保障給 円） ホ その他（ 円） ヘ 就業規則に規定されている賃金等級等 2 諸手当の額または計算方法 イ（ 手当 円／計算方法： ） ロ（ 手当 円／計算方法： ） ハ（ 手当 円／計算方法： ） ニ（ 手当 円／計算方法： ） 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、法定超 月60時間以内（ ）% 月60時間超（ ）% 所定超（ ）% ロ 休日 法定休日（ ）%、法定外休日（ ）% ハ 深夜（ ）%
昇給・賞与・退職手当の有無	・ 昇給（ 有 〈 時期、金額等 〉 、 無 ） ・ 賞与（ 有 〈 時期、金額等 〉 、 無 ） ・ 退職手当（ 有 〈 時期、金額等 〉 、 無 ）
休暇に関する事項	1 年次有給休暇 ・6か月継続勤務した場合 → 日 ・継続勤務6か月以内の年次有給休暇（有・無）→ か月経過で 日 2 代替休暇（有・無） 3 その他の休暇 有給（ ） 無休（ ） ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条

※「雇入れ」時と「派遣」時が同じタイミングである場合、共通する項目（昇給、賞与、退職金、協定対象労働者であるか否か等）をまとめて明示することも可能であること。